

○松山市美容師法施行細則

平成24年3月30日

規則第46号

改正 平成28年3月25日規則第18号

令和2年12月9日規則第66号

松山市美容師法施行細則（平成10年規則第24号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、美容師法（昭和32年法律第163号。以下「法」という。）及び松山市美容師法施行条例（平成24年条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（美容所の開設）

第2条 美容所を開設しようとする者は、法第11条第1項の規定による届出をしようとするときは、美容所開設届出書（様式第1号）に、美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号。以下「省令」という。）第19条第2項から第4項までに定める書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。

（美容所検査済証）

第3条 条例第5条第1項の美容所検査済証は、様式第2号のとおりとする。

2 美容所の開設者は、美容所検査済証を汚損し、又は紛失したときは、美容所検査済証（汚損・紛失）届出書（様式第3号）を、速やかに保健所長に提出しなければならない。この場合において、その届出が美容所検査済証の汚損に係るものであるときは、当該美容所検査済証を添付するものとする。

3 保健所長は、前項の規定による届出を受けたときは、美容所の開設者に美容所検査済証を再交付するものとする。

4 美容所の開設者は、美容所検査済証を紛失したものとして前項の規定による再交付を受けた後、紛失した美容所検査済証を発見したときは、当該美容所検査済証を直ちに保健所長に返納しなければならない。

（地位の承継）

第4条 相続により美容所の開設者の地位を承継した者は、法第12条の2第2項の規定による届出をしようとするときは、相続による美容所承継届出書（様式第4号）に、省令第21条第2項に定めるもののほか、美容所検査済証を添えて、保健所長に提出しな

なければならない。

- 2 合併又は分割により美容所の開設者の地位を承継した者は、法第12条の2第2項の規定による届出をしようとするときは、合併又は分割による美容所承継届出書（様式第5号）に、省令第22条第2項又は省令第22条の2第2項に定めるもののほか、美容所検査済証を添えて、保健所長に提出しなければならない。

（変更等の届出）

- 第5条 美容所の開設者は、法第11条第2項の規定による変更の届出をしようとするときは、美容所開設届出事項変更届出書（様式第6号）に、省令第20条に定めるもののほか、次の書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。

- (1) 構造設備を変更したときは、変更の状況を示す図面
- (2) 美容所の名称又は美容所の開設者の氏名若しくは法人の名称若しくは代表者の氏名を変更したときは、美容所検査済証

- 2 美容所の開設者は、法第11条第2項の規定による廃止の届出をしようとするときは、美容所廃止届出書（様式第7号）に美容所検査済証を添えて、保健所長に提出しなければならない。

（その他）

- 第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に、改正前の松山市美容師法施行細則（次項において「旧規則」という。）の規定によりなされた申請その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた申請その他の行為とみなす。

- 3 この規則の施行の際、旧規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成28年3月25日規則第18号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（令和2年12月9日規則第66号）

（施行期日）

1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。